

# 防衛施設関係の検討状況の概要について

平成 1 8 年 3 月 2 2 日  
防 衛 庁

# 防衛施設関係の検討状況【概要】

## 1 現在の状況

防衛庁においては、先般の防衛施設庁が発注した建設工事に係る競売入札妨害容疑による防衛施設庁幹部職員の逮捕を受け、防衛庁内に、事案究明のための調査委員会（委員長：防衛施設庁長官）及び再発防止策に関する検討会（委員長：防衛庁副長官）を設置。チェック体制の在り方や従来業務の再配分等について、防衛施設庁の解体も含め、防衛庁全体として総合的な観点から検討をしており、19年度概算要求に盛り込む予定。

## 2 入札談合の再発防止に係る検討について

### （1）防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会

防衛施設庁長官を長とし、事案の徹底的な事実関係の究明を図る。これまで7回開催。

### （2）防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会

防衛庁副長官を長とし、組織、人事及び入札手続等に関する抜本的な対策について検討を実施。これまで7回開催。

### （3）組織に係る再発防止策の検討内容

組織に係る現状の問題点及び再発防止策の検討項目は下表のとおり。

問題点	検討項目
建設工事の発注手続についての相互牽制機能の問題	建設工事の発注手続を分散し、相互牽制機能を強化
防衛施設庁内の監査機能が不十分	監査機能の強化
防衛施設庁の独自性・特殊性	防衛施設庁解体、防衛本庁への統合

## 3 検討と総人件費改革との関係

組織面においては、今後更に検討を進めていく中で、総人件費改革にも資するよう効率化などに配慮。

# 防衛施設関係の検討状況

## 1 現在の状況

防衛庁においては、先般の防衛施設庁が発注した建設工事に係る競売入札妨害容疑による防衛施設庁幹部職員の逮捕を受け、防衛庁内に、事案究明のための調査委員会（委員長：防衛施設庁長官）及び再発防止策に関する検討会（委員長：防衛庁副長官）を設置。チェック体制の在り方や従来業務の再配分等について、防衛施設庁の解体も含め、防衛庁全体として総合的な観点から検討をしており、19年度概算要求に盛り込む予定。

## 2 入札談合の再発防止に係る検討について

### （1）取組体制

現在、防衛庁内において、防衛施設庁長官を長とする「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」（参考1）を設置し、事案の徹底的な事実関係の究明を図るとともに、防衛庁副長官を長とする「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会」（参考2）を設置し、組織、人事及び入札手続き等に関する抜本的な対策について検討を実施。また、自民党においては、「防衛施設庁入札談合等の再発防止に関するプロジェクトチーム」が行われている。

### （2）活動状況

防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会

【第一回】平成18年1月31日（火）

委員長から全力で事実関係を究明する旨を各委員に周知  
調査委員会の組織・構成等について説明

【第二回】平成18年2月 5日（日）

各局等から状況聴取するとともに、ヒアリング作業につき議論

【第三回】平成18年2月11日（土）

ヒアリング作業の促進及びアンケートの実施につき議論

【第四回】平成18年2月22日（水）

アンケート調査の回収状況及び今後の集計・分析の手順について報告

【第五回】平成18年3月 1日（水）

アンケートの集計結果及び今後の分析についての考え方について報告

【第六回】平成18年3月 8日（水）

アンケート調査の暫定集計・整理結果の報告

【第七回】平成18年3月15日（水）

アンケート調査の暫定集計結果を踏まえた今後の対応について協議

防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会  
(以下「検討会」という)

【第一回】平成18年1月31日(火)

副長官より、抜本的な対策について精力的な検討を行う旨指示

検討会の組織・構成等についての説明

【第二回】平成18年2月9日(木)

事案の問題点、検討項目(組織、人事及び入札手続等)について討議

【第三回】平成18年2月16日(木)

再発防止策のうち、入札手続、再就職等について集中的に討議

【第四回】平成18年2月23日(木)

再発防止策のうち、入札手続、再就職等について、前回に引き続き集中的に討議し、その基本的方向について総括的に討議

(検討の現状の報告)平成18年2月24日(金)

これまでの検討を踏まえ、入札手続等及び再就職に係る再発防止策の基本的な方向について取りまとめ、公表(別紙1)

【第五回】平成18年3月2日(木)

再発防止策のうち、組織、人事管理について集中的に討議

【第六回】平成18年3月9日(木)

再発防止策のうち、組織、公益法人について集中的に討議

【第七回】平成18年3月16日(木)

再発防止策のうち、組織、公益法人について集中的に討議

### (3) 組織に係る再発防止策の検討内容

組織に係る現状の問題点及び再発防止策の検討項目は下表のとおり。

問題点	検討項目
建設工事の発注手続についての相互牽制機能の問題	建設工事の発注手続を分散し、相互牽制機能を強化
防衛施設庁内の監査機能が不十分	監査機能の強化
防衛施設庁の独自性・特殊性	防衛施設庁解体、防衛本庁への統合

なお、第五回「検討会」の議事概要は別紙2、第六回「検討会」の議事概要は別紙3のとおり。

### (4) 「検討会」の今後のスケジュール

別紙4のとおり。

## 3 検討と総人件費改革との関係

組織面においては、今後更に検討を進めていく中で、総人件費改革にも資するよう効率化などに配慮。

## 防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策 に関する検討の現状について

18.2.24

防 衛 庁

1月31日、木村防衛庁副長官を委員長とする防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会が設置され、部外の有識者にも特別委員としてご参加いただき、4回にわたり、審議を重ねてきた。

今回ひとつの節目として、入札手続等及び再就職に係る再発防止策について、これまでの検討会における検討を踏まえ、以下のようなとりまとめを行った。

入札手続等及び再就職に係る再発防止策は、これらにとどまるものでなく、今後の組織、人事管理、公益法人等に関する検討を通じて、それぞれの内容が、全庁的な視野に立って、更に深められていくことはいうまでもない。

### 1 建設工事の入札手続等に関する再発防止策

#### (1) 入札手続の改善

現在予定価格7.3億円以上の工事が対象である一般競争入札方式を、2億円以上の工事まで拡大する。また、2億円未満の工事についても、できる限り一般競争方式の導入に努める。

総合評価落札方式を導入し、その対象を拡大する。

設計と施工を分離しないで一括発注する方式が適当と認められる工事については、この方式を積極的に採用する。

## ( 2 ) 入札・契約過程における監視・チェック機能等の強化

第3者からなる入札監視委員会を地方にも設置するとともに、その入札に関する調査・監視の機能を強化し、入札執行段階を始めとする契約過程全般にわたる監視、さらには、入札結果の統計的分析などを行う。

入札談合等の情報を幅広く収集するため、ホームページ上に電子目安箱等を設置する。

電子入札の一層の活用を図り、全面的に実施する。

なお、組織面における監視・チェック機能の強化については、組織に関する再発防止策の中で検討する。

## ( 3 ) 談合に対する予防的措置の強化

総合評価落札方式の評価項目や企業の競争参加資格を定める際の総合審査数値の総合点数作成にあたり、指名停止措置状況等について適切なマイナス評価を行う。(逆に、施工成績等が優秀な優良企業には適切なプラス評価を行う。)

## ( 4 ) O B を含む業界関係者との適切な関係の確立

職員と受注企業の社員との接触を禁ずることなどを内容とする職員と受注企業の社員(特にO B)との適切な関係を確立するための具体的な対応要領を定める。この対応要領については、業界にも配布し、その周知を徹底する。

## 2 再就職に関する再発防止策

### (1) 早期勧奨退職の見直し

今回の事案に鑑み、「早期勧奨退職」の慣行を見直すとの方針の下、いわゆる建設系技官の退職年齢について、早期に、事務官等の平均退職年齢まで引き上げていく。同時に、事務官等全般について、可能な限り、定年まで勤務させるよう、適切な措置を講ずる。

### (2) 再就職の自粛

建設工事の発注業務に関与していた幹部職員（離職前5年間、行政職（一）10級相当以上）については、退職後5年間、建設工事の受注実績を有する企業への再就職について自粛を要請する。

防衛施設技術協会への職員の再就職については、全面的に自粛を要請する。

今回の事案に関連した企業、今後の調査で建設工事に関連して入札談合等を行っていたことが明らかになった企業への職員の再就職については、当該企業においてコンプライアンス（法令順守体制）が確立したと認められるまでの間、全面的に自粛を要請する。

## 3 懲戒処分等の基準の明確化等

(1) 入札業務を含む調達関連業務について、その職務に係る規範等を明確にし、これに違反する行動の態様について、作為のみでなく不作為も含めて類型化し、懲戒処分等の基準を明確化する。

(2) 公益通報者保護制度の適切な運用などを通じて通報者を保護する。

## 第5回防衛施設庁談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会議事要旨

- 1 日時：平成18年3月2日(木) 1720～1930
- 2 場所：防衛庁A棟11階第1庁議室
- 3 出席者：防衛庁副長官(委員長)、防衛庁長官政務官(副委員長)、  
事務次官、人事教育局長、総合取得改革担当防衛参事官、統合運用・IT等  
担当防衛参事官(進行役)、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所  
長、陸上幕僚長、海上幕僚長(代理)、航空幕僚長、統合幕僚会議議長、技  
術研究本部長、契約本部長、防衛施設庁長官  
水原敏博特別委員、小澤一雅特別委員、仮野忠男特別委員、平岡裕治特別委  
員  
(注)副長官は途中から出席、高木政務官は欠席

## 4 議事概要：

愛知政務官の挨拶の後、「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」からの現状説明等があり、組織、人事管理の在り方を中心に討議を行った。

## (1) 愛知政務官の挨拶

特別委員の先生方におかれましては、お忙しい中、本検討会に御参加いただきましてありがとうございます。

副長官、高木政務官が衆議院の本会議に現在参加しておりますので、遅参してくるということになっております。その間、代理を務めさせていただきます。

是非、過去4回同様、忌憚のない御意見をぶつけていただき、再発防止に向け、しっかりと対策を打っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

## (2) 防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会の現状説明

- 調査委員会第5回目を3月1日に開催しました。内容は、2月24日の防衛庁長官訓示の再周知、本検討会の状況報告、調査委員会の活動状況についてです。
- 職員やOBへのヒアリングについては、三宿病院、市ヶ谷庁舎の空調工事に加えまして、更に岩国、佐世保についても併せて実施しております。
- 全職員に対するアンケート調査については、先週締め切った直後であり、3,073人に配布を致しまして、3,047人分回収して、回収率は99.1%ということでございます。病気で答えられない等の方々を除いて、基本的にはほとんどの職員に積極的に対応していただきました。
- アンケート調査の分析結果は、来週にはお示しさせていただきたいと思っております。

## (3) 再発防止策の検討、討議

## 組織について

- 現状は、建設工事の入札手続及び積算価格の算定がともに防衛施設局建設部におい

て処理されている。建設工事の発注手続を分散することにより相互牽制機能を強化する必要がある。

- ・ 防衛施設庁に、重層的な監査に係る組織体制が整備されておらず、十分な監査機能が働いていないことから、全庁的な監査・監察体制を強化する必要がある。
- ・ 防衛施設本庁は、人事管理等の面で独自性・特殊性が見られることから、解体し、内部部局などに統合する。
- ・ マネージメントの基本は、プランニング、実行、検証のサイクル。検証をやっていない。予算の執行が適正に行われているか、実際にやったことについての検証をやってみて、次の計画に生かせるような監察制度が必要である。
- ・ 監査組織は、形だけ整えるのではなく、そこにどういう程度の者を充て、どういう権限を持たせるか等の機能、実態が重要である。また、結果をしっかりと長官に報告、その先の国民に報告できる仕組みにしてほしい。
- ・ 地方に入札監視委員会を置いても、現状の入札監視委員会と同じやり方では目的を果たせないで、機能を強化する必要がある。

#### 人事管理について

- ・ 施設庁は、建設部に配属された技術系 種職員について、実質的に建設部が独自に人事管理している。
- ・ 工事ごとに、建築、土木等専門的素養が異なるため、建築、土木等の職域ごとに、課長職に至るまで垂直管理している。
- ・ 建設系技官は、人事交流が限定的であり、最近の技術審議官経験者についてみても、出向経験者は極めて少ない。
- ・ 採用試験区分等による人事管理を改め、能力本位で適材適所の人事配置等を更に推進する。
- ・ 技術審議官、建設部長、建設企画課長のラインについては、建設系技官だけでなく事務系の混在も考える必要がある。
- ・ 技術系 種の業務に対するインセンティブを高めるための経歴管理を行う。
- ・ 他機関、他省庁との人事交流を一層推進、拡大する。
- ・ 局長になる人は、ジェネラリストの中のスペシャリストでなければならない。そうしないと全部技術系の者に任せ切りになる。
- ・ 意識改革が重要であるといった観点から、教育、研修を一層充実させる。
- ・ 上層部の意識改革が大事である。
- ・ 職員の意識改革、制度面の充実、専門性の確保、人事管理、組織といった幅広い観点から対策を考えていく必要がある。
- ・ 技官を防衛庁の中でどう生かすか、目標とする人材はどのような人材かを中で働いている者に見えるようにしてやらないといけない。
- ・ 国民の税金を有効に活用する、防衛施設をどのように造るのかという情熱を持った人を育て、能力を評価していくことが大事である。

## 第 6 回防衛施設庁談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会議事要旨

- 1 日 時： 平成 18 年 3 月 9 日（木） 1720～2000
- 2 場 所： 防衛庁 A 棟 11 階第 1 庁議室
- 3 出席者： 防衛庁副長官（委員長）、防衛庁長官政務官（副委員長）、  
事務次官、人事教育局長、総合取得改革担当防衛参事官、統合運用・IT 等  
担当防衛参事官（進行役）、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所  
長、陸上幕僚長（代理）、海上幕僚長、航空幕僚長（代理）、統合幕僚会議  
議長、技術研究本部長、契約本部長、防衛施設庁長官  
水原敏博特別委員、小澤一雅特別委員、仮野忠男特別委員、佐藤謙特別委員、  
平岡裕治特別委員  
（注）参議院予算委員会等のため、副長官は途中から出席、高木政務官は欠席

## 4 議事概要：

愛知政務官の挨拶の後、「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」の現状説明等があり、その後、組織、公益法人に係る再発防止策について説明を行い、討議を行った。

## (1) 愛知政務官の挨拶

防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会の第 6 回の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

大変お忙しい中お集まり頂きまして誠にありがとうございます。副長官が国会の時間が押しているということもありまして、20 分程度遅参致します。大変貴重なお時間なので先に始めておいて下さいということで、始めさせていただきます。

本日もまた忌憚のない意見をお寄せ頂いて、我々としてもしっかりと踏まえた上で対策をとっていききたいというふうに考えておりますので、どうぞ宜しく御願い致します。

## (2) 防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会の現状説明

- ・ 調査委員会第 6 回目を 3 月 8 日に開催した。内容は、本検討会の状況報告、アンケート調査の暫定集計・整理結果の報告、調査委員会の活動状況についてである。
- ・ 施設庁職員を対象に行ったアンケート調査については、3,073 人に配布、3,047 人分回収して、回収率は 99.2% である。
- ・ 本件事案の原因・背景について、「施設庁全体としての問題が大きい」とする回答が 31% で最も多く、「建設部全体の風土」の問題とする回答が 23% でこれに次ぎ、これらを合わせ 54% の職員が施設庁又は建設部の組織的な問題ととらえている。
- ・ 本件事案の根本的要因について、48% の職員が「当庁 O B の働きかけ」を挙げ、以下「退職職員の再就職」、「早期勧奨退職の慣行」、「遵法意識の欠如」を挙げる回答が多い。
- ・ 再発防止策の確立のために必要なことについて、50% の職員が「再就職のあり方の見直し」を挙げ、以下「幹部職員の意識改革」、「早期勧奨退職の見直し」、「倫理規範の見直し」、「当庁職員全体の意識改革」を挙げる回答が多い。

### (3) アンケート調査結果を踏まえた討議

- ・ 官製談合防止法や職員に対して損害賠償請求がなされる可能性があることを知らない者が4割というのは興味深く、教育の充実、カリキュラムの充実を一層図っていく必要がある。
- ・ 幹部職員の遵法意識の欠如が最大の数字として出てくると思っていたが、多かったのはOBの働きかけ、退職職員の再就職の問題、早期勸奨退職等であり、他に理由を求めている。自分たちの問題として考えていないのではないか。
- ・ 幹部職員の遵法意識の欠如を挙げる者が34%であるが、建設部職員について見ると30%で全体より低い。今批判されている建設部職員の遵法意識が問題である。
- ・ 一般的には上級職員に対する意識改革よりも、事務担当者の意識改革というものが主張されるが、今回だけは逆転の発想でやってもらわなければならない。

### (4) 再発防止策の検討、討議

#### 組織について

- ・ 建設工事の発注手続を分散、相互牽制機能を強化する必要がある。
- ・ 全庁的な監査・監察体制を強化する必要がある。その際、他省庁横並びではなく、物件費の占める割合も考慮して監察制度を考える必要がある。
- ・ 防衛施設庁を解体、防衛本庁へ統合するに当たって、他省庁の地方支分部局の体制も参考に、組織の透明性・公正性を確保する等の必要がある。
- ・ 仕事の内容に重点を置く監察制度よりも、今回問題なのは予算の執行の問題である。そういう観点から検討しなければ抜本的対策に結びつかない。
- ・ 何とか組織を立て直そうという意識の高い方達をバックアップ、応援できる体制ということの一環で、監察制度の充実ということも必要である。
- ・ 防衛庁の調達規模は各省庁で群を抜いており、直接予算を執行するという防衛庁の特性を踏まえ、適正さを確保する組織的対応が必要である。実効性のある真に監察の実があげられるような体制にする必要がある。そのためには、地位、独立性が必要であり、自分で調査活動ができる監察制度を設計していかなければならない。
- ・ 組織を作るにしても、施設庁、内局、制服が、一緒になって、組織が活性化するような仕組みを作ることが必要である。
- ・ 監察組織について、モラルや部隊の練度等が維持されているかどうかという監察と予算の執行が適正にできているかどうかという監査体制のどちらに軸足を置くのかを考える必要がある。
- ・ 監察の部分において、他省庁の例も参考にしながら、防衛庁にとってふさわしい防衛庁ならではの監察制度にしていきたい。

#### 公益法人について

- ・ 防衛庁所管の公益法人については、各法人とも設立目的と乖離して事業が行なわれたとの事実は確認できなかった。
- ・ 各法人とも、理事のうち、所管する官庁の出身者が占める割合は、理事数の3分の1以下という基準に適合している。
- ・ 防衛施設技術協会については、解散も含め今後の在り方について検討していく。

- ・ 公益法人に対する監査を主務官庁はやっているが、今のままで良いのか。政府全体として、検査の仕方、チェック項目を考え直す必要があるのではないか。
- ・ 防衛施設技術協会に限らず、民にできるものは民にという原則の下で、各公益法人について検討していきたい。

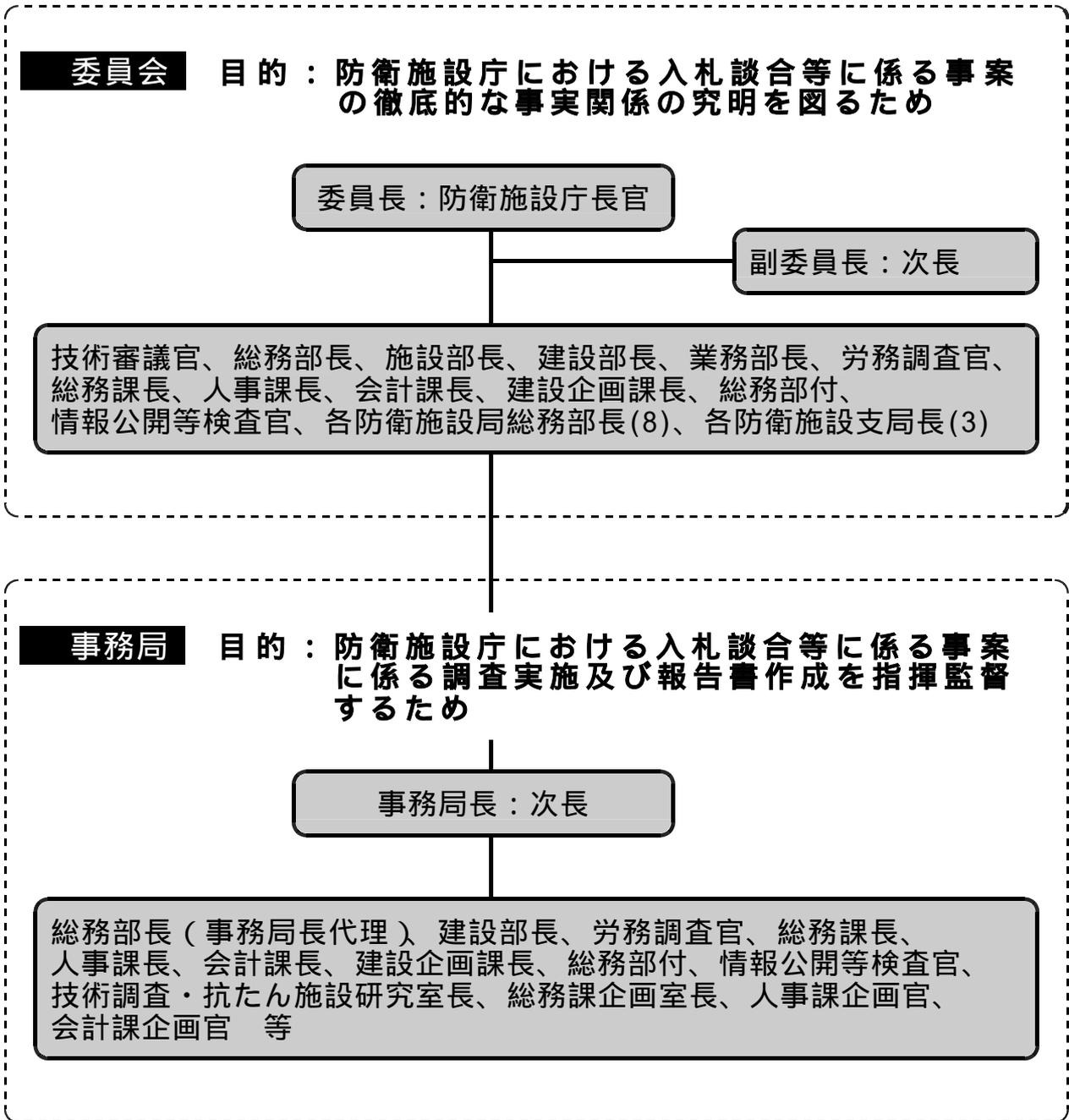
5 特別委員による会議：

検討会終了後、特別委員のみにより、約1時間に亘り再発防止策、次回検討会の進め方等について、会議が持たれた。

## 検討会のスケジュール

月	主 な 検 討 内 容
1月	31日：「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会」設置及び第1回検討会開催
2月	<div style="text-align: center;">  </div> 9日：第2回検討会（問題点の把握及び検討項目の整理） <b>入札手続等・再就職に係る再発防止策について検討</b>  16日：第3回検討会（入札手続等・再就職） 23日：第4回検討会（入札手続等・再就職） 24日：検討の現状の公表（入札手続等及び再就職に係る再発防止策の基本的方向）
3月	<b>組織、人事管理等に係る再発防止策について検討</b>  2日：第5回検討会（組織・人事管理） 9日：第6回検討会（組織・公益法人） 16日：第7回検討会（組織・公益法人）  下旬：再発防止策に関する総括（全体）
4月	中旬：報告書の審議  中～下旬：報告書とりまとめ

## 委員会の構成



# 防 衛 庁 長 官

## 検 討 会

委員 長：防衛庁副長官  
 副委員長：防衛庁長官政務官  
 委 員：事務次官、長官官房長、防衛局長、人事教育局長、管理局長、総合取得改革担当防衛参事官、統合運用・IT等担当防衛参事官、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、防衛施設庁長官、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、統合幕僚会議議長、技術研究本部長、契約本部長

## 特 別 委 員

学者  
 弁護士 等 5 名

## 幹 事 会

幹 事 長：事務次官  
 幹事長代理：防衛施設庁長官  
 幹 事：長官官房長、防衛局長、人事教育局長、管理局長、総合取得改革担当防衛参事官、統合運用・IT等担当防衛参事官、防衛施設庁次長

総 括 グ ル ー プ

組 織 に 関 す る  
 作 業 グ ル ー プ

人 事 に 関 す る  
 作 業 グ ル ー プ

入 札 手 続 等 に 関 す る  
 作 業 グ ル ー プ

## 参考資料（防衛施設関係）

- 事業概要、主要業務指標と定員の推移 …… 1
- これまでの業務及び組織・定員の減量・効率化に向けた取組状況 …… 6
- 米英独仏における防衛施設整備関連機関調べ …… 8

## 事業概要、主要業務指標と定員の推移

### 防衛施設庁の任務

防衛施設庁は、人員、装備と並んで我が国の防衛に不可欠な要素の一つである防衛施設（在日米軍及び自衛隊施設）を取得し、その安定的な運用の確保を図ることなどを任務としている（防衛庁設置法第41条）。

### 防衛施設局の業務

防衛施設局は、防衛施設庁の任務を達成するため、主として次の業務を実施している。

自衛隊や在日米軍が使用するための土地の買い入れ、借上げ

防衛施設周辺住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、市町村等が行う公共施設等の整備事業に対する助成及び飛行場周辺の住宅の防音工事等に対する助成

在日米軍による事件・事故に対する損害の賠償

自衛隊や在日米軍が使用する防衛施設の建設

在日米軍施設で勤務する従業員の雇用及び労務管理

### （参考：業務の特色）

防衛施設は、国の防衛という国民全体のための活動の基礎をなすものであるが、その周辺の地域住民に対しては、騒音問題の発生、地域開発計画の制約等の不利益を与えることから、防衛施設行政は、関係地方公共団体、周辺地域住民の理解と協力を得て進めなければならない。

このため、機種更新や装備の追加配備などのたびに、防衛施設局は、地方公共団体、周辺地域住民と米軍・自衛隊とのパイプ役として、双方と調整・交渉を繰り返し行い、防衛施設と周辺地域と調和を図るための施策（補償的性格を持つ各種補助金等の交付）などを行うことによって、地方公共団体、周辺住民の理解と協力が得られるよう努力している。

このような業務の性格上、懸案事項の解決に長期間を要するとともに、責任者自らが直接関係者と現場で折衝することが不可欠である。

近年、基地周辺地域の市街地化の一層の進展や環境保全意識の高揚などに伴い、住民の要求は高度化・多様化する傾向にあり、基地問題は、ますます複雑かつ困難な課題となっている。

## 防衛施設局の組織・定員

防衛施設局は、米軍・自衛隊部隊の配備状況、防衛施設（米軍及び自衛隊施設）の配置状況等を踏まえ、全国8箇所（札幌、仙台、東京、横浜、大阪、広島、福岡、那覇）に配置している。また、防衛施設局の事務の一部を分掌させるため、防衛施設支局3箇所（帯広、名古屋、熊本）防衛施設事務所・出張所25箇所を配置している。

なお、防衛施設局の定員は、2,551人である。このうち、防衛施設支局189人、防衛施設事務所・出張所251人である。

### （平成17年度末定員：人）

本局・支局・事務所等別	札幌局	仙台局	東京局	横浜局	大阪局	広島局	福岡局	那覇局	計
防衛施設局本局	180	214	332	347	163	200	230	445	2,111
（総務部）	40	42	55	48	38	40	40	63	366
（施設部）	40	97	85	94	38	82	66	182	684
（事業部）	42	-	85	105	31	-	57	92	412
（建設部）	58	75	107	97	56	78	67	102	640
（労務管理官）	-	-	-	3	-	-	-	6	9
防衛施設支局	38	-	-	-	92	-	59	-	189
防衛施設事務所・出張所	7	24	60	58	13	29	35	25	251
計	225	238	392	405	268	229	324	470	2,551

総務部に局長、次長を含む。

## 防衛施設の整備

### 【関係定員】

防衛施設局において各種業務を担当している各部課等のうち、『「防衛施設局本局における建設部」及び「防衛施設支局における建設工事に関することを担当している各課』（以下、「建設関係定員」という。）において、『防衛施設の整備』を担当（実施）している。

**【建設関係定員の主な所掌事務】**

- ・ 建設工事の実施の計画に関すること。
- ・ 建設工事に伴う契約に関すること。
- ・ 建設工事の設計に関すること。
- ・ 建設工事費の積算の基準に関すること。
- ・ 建設工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。
- ・ 建設工事に関する調査及び研究に関すること。

**【建設関係定員(平成17年度末定員:人)】**

本局・支局別	課等名	札幌局	仙台局	東京局	横浜局	大阪局	広島局	福岡局	那覇局	計
本局	建設調整官	1	1	1	1	1	1	1	2	9
	建設企画課	16	19	32	31	15	20	15	35	183
	建築課	14	18	26	22	11	16	16	20	143
	土木課	11	15	15	19	14	23	16	20	133
	設備課	15	21	25	23	14	17	18	23	156
	通信課	-	-	7	-	-	-	-	-	7
	総括建設監督官	1	1	1	1	1	1	1	2	9
支局	建設企画課	-	-	-	-	8	-	-	-	8
	計画課	5	-	-	-	-	-	7	-	12
	建築課	11	-	-	-	16	-	7	-	34
	土木課	4	-	-	-	5	-	8	-	17
	設備課	-	-	-	-	-	-	9	-	9
合計	78	75	107	97	85	78	98	102	720	

本局建設企画課に建設部長を含む。

## 防衛施設局及び建設関係定員の推移

	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度	48年度	49年度	50年度	51年度
<b>防衛施設局定員</b>	2,745	2,617	2,621	2,613	2,582	2,929	2,910	2,905	2,909	2,910
対前年度増減	-	128	4	8	31	347	19	5	4	1
<b>建設関係定員</b>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
対前年度比増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
<b>防衛施設局定員</b>	2,917	2,918	2,924	2,915	2,910	2,900	2,889	2,877	2,857	2,841
対前年増減	7	1	6	9	5	10	11	12	20	16
<b>建設関係定員</b>	606	601	613	613	614	621	627	632	636	638
対前年増減	-	5	12	0	1	7	6	5	4	2

	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
<b>防衛施設局定員</b>	2,832	2,822	2,811	2,799	2,791	2,783	2,776	2,760	2,744	2,722
対前年度増減	9	10	11	12	8	8	7	16	16	22
<b>建設関係定員</b>	650	698	727	753	779	788	794	796	800	797
対前年度増減	12	48	29	26	26	9	6	2	4	3

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
<b>防衛施設局定員</b>	2,702	2,691	2,668	2,668	2,649	2,631	2,601	2,576	2,551
対前年度増減	20	11	23	0	19	18	30	25	25
<b>建設関係定員</b>	787	778	764	753	745	747	733	727	720
対前年度増減	10	9	14	11	8	2	14	6	7

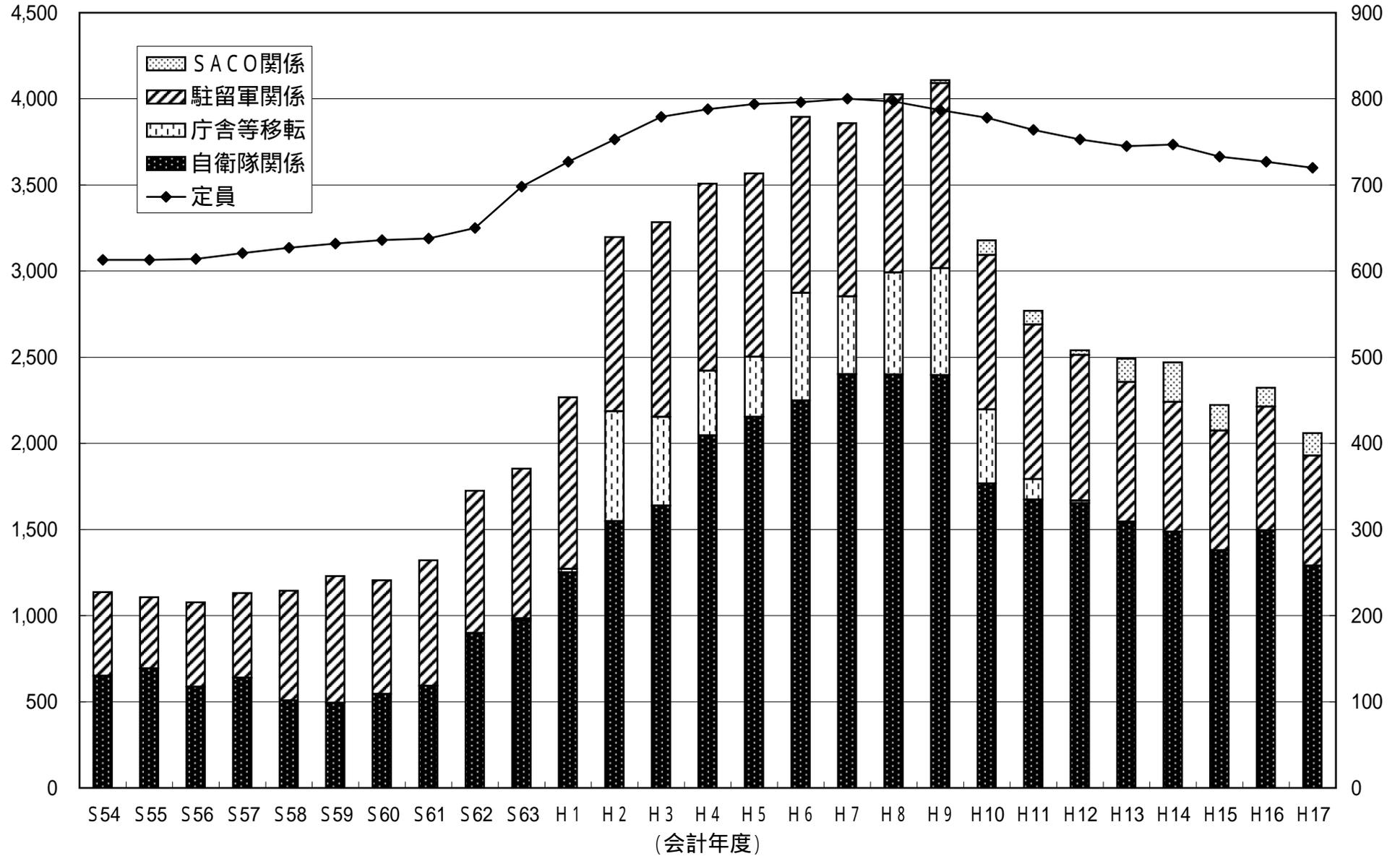
1 昭和42年度から昭和51年度については、保存資料の関係から、部課別定員数(建設関係定員)が把握できない。

2 昭和47年度、沖縄復帰に伴い、那覇防衛施設局を設置。

# 建設工事予算額及び建設関係定員の比較

(億円)

(人)



## これまでの業務及び組織・定員の減量・効率化に向けた取組状況

### 1 防衛施設局

#### 組織関係

- ・昭和37年度 防衛施設庁の所掌事務を分掌する防衛施設局(地方支分部局)として全国8ブロックに設置(札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、大阪、呉、福岡)
- ・昭和47年度 沖縄復帰に伴い、那覇防衛施設局を設置(全国9ブロック)
- ・昭和59年度 仙台防衛施設局八戸出張所の廃止(4出張所から3出張所)
- ・昭和60年度 名古屋防衛施設局を大阪防衛施設局に統合(全国9ブロックから8ブロック)
- ・平成5年度 福岡防衛施設局宮崎出張所の廃止(3出張所から2出張所)
- ・平成14年度 在日米軍基地に勤務する労働者の労務管理等事務の一部を独立行政法人に移行
- ・平成16年度 仙台防衛施設局青森防衛施設事務所、広島防衛施設局山口防衛施設事務所、札幌防衛施設局旭川出張所の3箇所を廃止(28防衛施設事務所・出張所から25防衛施設事務所・出張所)

#### 定員関係(直近10年間)

平成8年度末定員(2,722人)から平成17年度末定員(2,551人)までの10年間で171人(約6.3%)の純減。

### 2 建設関係定員

#### 定員関係(直近10年間)

近年の防衛施設行政への関心の高まりに加え、IT化社会への急速な進行、環境意識の高まり、テロ行為等に備えた自衛隊施設の防護性能の強化など課題がある中、所要の増員を確保しつつも、平成8年度末定員(797人)から平成17年度末定員(720人)までの10年間で77人(約9.7%)の純減。

## 今後の取組み

### (1) 防衛施設建設CALS/ECの推進について

#### ・概要

防衛施設建設の公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)とは、防衛施設建設工事に関する計画、設計、入札・契約及び施工の各段階で発生する情報を、通信ネットワークを利用して電子的にやり取りし、さらにそれらの情報を蓄積管理し、関係者間で共有・活用することにより、業務の効率化や質の向上を図るための取組みである。

#### ・現状

防衛施設建設CALS/ECは、個別の業務システムを相互に連携させ、総合的に運用することにより実現されるが、現在、入札・契約関係のシステムを優先的に導入した段階であり、設計・施工関係のシステムの開発及び相互の連携が実現していないため、業務全体の効率化が達成されている状況ではない。

#### ・今後の方針

引き続き、同様のシステムを導入している他省庁と協力しつつ整備を行うこととし、庁内業務の電子化等を進めることにより、業務の合理化を図る。

平成18年度において、合計15人を削減予定(定員合理化計画)。

### (2) 民間委託の推進について

#### ・現状

施設の防御能力の算定など秘密保全上職員が行う必要がある設計業務等を除き、民間委託を推進。

#### ・今後の方針

引き続き、建設工事費に対する外注費率の割合を増やすよう予算要求機関と調整し、民間委託を推進することにより、業務の合理化を図る。

## 米英独仏における防衛施設整備関連機関調べ

国 名	機 関 の 概 要
米 国	<p>名称：陸軍工兵隊 (The United States Army Corps of Engineers)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 1775年6月創設</li> <li>2 任務：           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)米陸軍、空軍及び他の連邦機関、要請により外国政府に対する建設、設計及び不動産プログラム等の管理・施行</li> <li>(2)陸軍施設支援計画の管理・施行、国家緊急事態への対処能力の開発・維持、水害発生時の対処及び陸軍の宇宙利用構想の支援</li> </ol> </li> <li>3 人員：37,600人(文官37,000人、現役600人)</li> <li>4 組織：司令部(ワシントンDC)、米本土及びハワイ州に13の管区(Division)</li> </ol>
英 国	<p>名称：国防地所(Defence Estates) 国防省のエージェンシー</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 沿革：1997年3月に、国防地所組織(Defence Estate Organisation)という名称で、ディフェンス・エージェンシーになり、1999年3月に国防地所として再発足した。</li> <li>2 目的：国防省がその活動ニーズを満たすために、土地、建物及び施設の最適な地所を管理するのを補佐することである。</li> <li>3 人員：平均1,399人</li> <li>4 運営費：1億1,590万ポンド</li> </ol>
ドイツ	<p>名称：国防省管理行政・インフラストラクチャー・環境保護局(Abteilung Wehrverwaltung, Infrastruktur und Umweltschutz)</p> <p>任務：連邦軍の管理行政に関する計画を策定し、これを指導・統制すると共に、インフラストラクチャーや環境保護に関する業務を担当する。</p>
フランス	<p>名称：陸軍中央工兵局(Direction Cenctorale du Genie)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 所在地：ヴェルサイユ</li> <li>2 任務：陸軍の部隊が使用する装備品の管理(部隊や機関等が使用した装備品の修理・管理、装備品の配布、装備品の技術的管理、各軍等の工兵に対する教育)</li> <li>3 組織：           <ul style="list-style-type: none"> <li>中 央：中央工兵局、建造物強化作業技術室：情報処理やインフラ工事施工に関する研究・評価</li> <li>地 域：各陸軍管区に工兵局</li> <li>地 方：工兵機関17、工兵専門派遣隊5・・・建設工事の施工・管理、財産管理</li> </ul> </li> </ol>

(注) 上記は、現時点で部内資料等により当方が承知している範囲で作成。